

## 市第62号議案 平成22年度横浜市一般会計補正予算（第3号）

### 平成22年度9月補正予算案（9月28日追加提出分）の概要

市会第3回定例会において既に議決された9月補正予算に加え、「新型インフルエンザ対策事業」及び「季節性インフルエンザ予防接種事業」について、必要な歳入歳出予算の補正を行います。

#### 【歳入歳出予算補正】

一般会計	2事業	346百万円
------	-----	--------

### 1 補正内容

国が10月1日より「新型インフルエンザワクチン接種事業」の実施を予定しており、国の方針に基づき、低所得者世帯に対する接種費用を免除するための事業費を補正します。

また今年度は、これまでの季節性インフルエンザワクチンと新型インフルエンザワクチンが一緒になった「3価混合ワクチン」で接種することとなったため、当初予算に計上されている「季節性インフルエンザ予防接種事業」（原則65歳以上が対象）のうち、低所得者への接種免除経費については減額し、「新型インフルエンザ対策事業」として実施します。

346百万円〔県費265 一般財源81〕

注)国と県の負担割合は国が示す補助基準額[3,600円]のそれぞれ1/2、1/4であり、国費分も含めて県より歳入されます。一般財源は地方交付税を見込んでいます。

### 2 補正事業の概要

#### (1) 事業名

新型インフルエンザ対策事業 455百万円〔県265、一般190〕

低所得者（市民税非課税世帯・生活保護世帯）への接種費用及び事務費を増額補正  
接種見込数 約111,000人（65歳以上 約25,000人を含む）

季節性インフルエンザ予防接種事業 ▲109百万円〔一般〕

上記事業と対象が重複する、65歳以上の低所得者（約25,000人）への接種費用を減額補正

#### (2) 事業内容

低所得者（市民税非課税世帯・生活保護世帯）に対する新型インフルエンザワクチン接種費用を全額免除します。

#### 【基礎数値】

○費用免除対象者

低所得者約45万人のうち約11万1千人が接種すると見込む

○国庫補助基準額

3,600円（但し、65歳以上については1,800円）

### 3 追加提出する理由

厚生労働省より、10月1日から接種を開始するとの方針が示されました。

今後、事業実施に向けて、国から通知がある予定ですが、10月1日の事業開始に間に合わせるために、9月補正予算案として追加することとしました。

<追加提出分を合計した9月補正予算案の最終補正額>

■平成22年度9月補正予算案の概要(市第59・60、62号議案)

<b>【歳入歳出予算補正】</b>		
一般会計	14事業	327百万円
特別会計(中央と畜場費会計)	1会計	▲324百万円
<b>全会計総計</b>		<b>3百万円</b>
<b>【債務負担行為補正】</b>		
予算外義務負担の追加	6件(一般会計5件、特別会計1件)	

【参 考】22年度9月補正について《歳入歳出補正》

一般会計

(追加前 9月補正予算①(9月3日提出分))

(単位:百万円)

項目	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
一般会計 合計	▲19	1	115	135	▲801	531

(追加 ②(9月28日提出分))

(単位:百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源	補正内容等
健福	新型インフルエンザ対策事業	455	-	265	-	-	190	ワクチン接種について、低所得者の接種費用を免除
健福	季節性インフルエンザ予防接種事業	▲109	-	-	-	-	▲109	65歳以上の高齢者かつ低所得者への接種費用免除を新型インフルエンザ対策事業として実施するため減額
追加分 合計		346	-	265	-	-	81	

(追加後 ③=①+②)

(単位:百万円)

一般会計 合計	327	1	380	135	▲801	612
---------	-----	---	-----	-----	------	-----

全会計 総計	3	1	283	135	▲1,027	611
--------	---	---	-----	-----	--------	-----